

つくば市 スーパーシティ型国家戦略特別区域 区域計画

1 国家戦略特別区域の名称

「つくば市 スーパーシティ型国家戦略特別区域」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

(令和7年1月1日から規制の特例措置が全国展開)

つくば市が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、つくば市内における外国人による創業活動を促進する。【令和5年中に実施】

内容：創業人材の事業所確保に係る特例

(令和7年1月1日から規制の特例措置が全国展開)

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例）を活用して創業活動を行い、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新許可から最大1年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所について、つくば市が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とし、つくば市内における外国人による創業活動を促進する。【令和5年中に実施】

(2) 名称：国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業

内容：国家戦略特別区域データ連携基盤の整備

(国家戦略特別区域法第2条第2項第3号に規定する国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業)

一般社団法人つくばスマートシティ協議会が、先端的区域データ活用事業活動の実施を促進するため、データ連携基盤を整備し、データの安全管理等の措置を適切に講じつつ、移動・物流等の分野におけるオープンデータ及びクローズドデータを収集・整理の上、先端的区域データ活用事業活動を実施する主体にデータを提供する。【直ちに実施】

(3) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業

内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例

(国家戦略特別区域法第19条の2に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業)

区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後5年を経過していない

もの)が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】

- ① 株式会社 World Life Mapping (つくば市吾妻、令和元年 7 月 17 日設立)
- ② 株式会社 Closer (つくば市天王台、令和 3 年 11 月 29 日設立)
- ③ BioPhenolics 株式会社 (つくば市春日、令和 5 年 2 月 1 日設立)

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、大胆な規制改革と併せて、データ連携基盤を活用して複数の先端的サービスを実施することを通じ、幅広い分野におけるデジタル技術を活用したイノベーションを実現し、「誰一人取り残さない」包摂的な社会のモデルの構築が図られるとともに、つくば市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(1) 事項：外国人を含めた開業を促進するための「つくば市開業ワンストップセンター」の設置

内容：外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等（以下「法人設立等申請」という。）をオンラインで実施可能とし、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う「つくば市開業ワンストップセンター」（以下「ワンストップセンター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和 5 年度中に設置予定】

- i) 設置主体：国（内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省）及びつくば市
- ii) 設置場所：つくば市産業振興センター「つくばスタートアップパーク」内
- iii) 実施体制：施設長、申請サポート担当、受付スタッフを配置する。
 - ・施設長は、つくばスタートアップパーク施設長と兼務し、本事業が「区域方針」及び「つくば市スーパーシティ型国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、必要な連絡調整を各省庁及びつくば市と行う。また、施設長は、その運営に関する責任を負う。
 - ・申請サポート担当は、つくば市産業振興センター運営委託先事業者が担当し、法人設立等申請の手続き支援等を行う。
 - ・受付スタッフは、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。
- iv) 事業内容：ワンストップセンターが実施する主な事業は、以下のとおり。なお、要

望に応じ英語対応を実施する。

- ・申請サポート担当による申請書等の作成支援
- ・受付スタッフから各省庁の管轄する窓口への連絡調整
- ・セミナーの開催によるワンストップセンターの取組の広報 等

v) その他：完全予約制。相談対応時間は、土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）及び施設の保守等に要する日を除く、午前11時から午後4時までとする。

（2）事項：外国人材を雇用しようとする事業主を支援するための「外国人雇用相談センター」の設置

内容：雇用条件等の明確化等を通じ、スタートアップ等の事業推進に必要な外国人材の雇用を推進するため、弁護士等による高度な個別相談対応等を行う「外国人雇用相談センター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和5年度中に設置予定】

i) 設置主体：国（内閣府、法務省）及びつくば市

ii) 設置場所：つくば市産業振興センター「つくばスタートアップパーク」内

iii) 実施体制：施設長、相談担当、受付スタッフを配置する。

- ・施設長は、つくばスタートアップパーク施設長と兼務し、本事業が「区域方針」及び「つくば市スーパーシティ型国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、必要な連絡調整を各省庁及びつくば市と行う。また施設長は、その運営に関する責任を負う。
- ・相談担当は、つくば市産業振興センター運営委託先事業者が担う。
- ・受付スタッフは、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。

iv) 事業内容：実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・弁護士、行政書士等による各種相談
- ・セミナー等の開催による情報提供
- ・在留許可・不許可に関する事例分析

v) その他：相談担当及び受付スタッフが常駐し、相談対応時間は、祝日・年末年始（12月29日～1月3日）及び施設の保守等に要する日を除く、月2日（第1、第3月曜日を想定）午前11時から午後4時までとする。月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日で対応。英語対応は事前予約制。

（3）事項：近未来技術の実証事業を促進するための「つくば市近未来技術実証ワンストップセンター」の設置

内容：近未来技術である自動走行やドローン（小型無人機）及びA I・I o T等を活用した実証事業（以下「実証事業」という。）を促進することにより、近未来技術の早期実装を図るため、つくば市内において実証事業を実施しようとす

る者に対して、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「つくば市近未来技術実証ワンストップセンター」(以下「近未来センター」という。)を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和5年度中に設置】

- i) 設置主体：国（内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省）及びつくば市
- ii) 設置場所：つくば市役所（茨城県つくば市研究学園1丁目1番地1）
- iii) 実施体制：センター長、事務責任者を配置する。
- iv) 事業内容：近未来センターが実施する主な事業は、以下のとおり。
 - ・実証事業に必要な手続に関する相談対応（関係機関への確認を含む。）
 - ・関係機関への情報提供及び調整
 - ・実証事業の場となる道路、土地又は施設の管理者との連絡調整
 - ・実証事業の実施に係る地元関係者への周知
 - ・国家戦略特区制度を活用した規制緩和に係る相談対応
 - ・その他実証事業の実施に必要な支援

（4）事項：パーソナルモビリティポートの設置

内容：道路の構造からみて、道路の交通に支障が及ぼすおそれがないと認められる場所において、一般交通の用に供さないことが分かる方法により、パーソナルモビリティポートを設置し、パーソナルモビリティの社会実装を推進する。

【令和8年度中に設置予定】

- i) 設置主体：つくば市
- ii) 設置場所：市道4-4052号線（P）つくば市竹園2丁目20番地7地先
- iii) 設置方法：パーソナルモビリティポートを設置する範囲について、パーソナルモビリティが出入りする場所に白線を引き、それ以外は柵等で囲う。

5 法第10条第1項に規定する構造改革特別区域法の特定事業の名称及び内容

（1）名称：国立大学法人による土地等貸付事業

内容：国立大学法人法の特例

（構造改革特別区域法第34条に規定する国立大学法人による土地等貸付事業）

国立大学法人筑波大学が、土地等の貸付けを行う場合の文部科学大臣の認可を事前の届出をもって代えることができる特例を活用して、新たなモビリティサービス等、先端的サービスの社会実装に向けた拠点の整備を促進することを目的とし、革新的な研究開発の成果を活用した施設整備等を行おうとする者に同大学構内の土地の貸付けを行う。【令和7年度中に実施予定】